

水銀系廃棄物の回収区分と回収の流れについて

1. 水銀系廃棄物の回収区分について

表 1 を参照のこと。

表 1 水銀系廃棄物の区分と排出における注意事項

大区分	区分	対象廃棄物	排出方法・注意事項
生活系 廃棄物	直管蛍光灯	直管蛍光灯	水銀を含まない白熱電球、スタータ等は不燃ゴミです。
	円管蛍光灯、その他水銀含有ランプ類	円管蛍光灯、電球型蛍光灯、水銀灯、紫外線ランプ（研究用途含む）、等	各蛍光灯類は購入時の梱包ケースに収めてください。ケースが無い場合は破損しないように新聞紙等で梱包して下さい。 搬送中に破損しないように、ダンボール（25本～50本程度）に収めガムテープで封をして下さい。ダンボールが無い場合は25本を1束にし、解けないようにガムテープで巻いて排出してください。
	乾電池	含水銀乾電池、水銀ゼロ乾電池	マンガン、アルカリ電池等一般的な水銀“ゼロ”電池も電極金属等のリサイクルのため回収します。 リサイクルマークが付いているニッカド電池等の二次電池やボタン電池類は小売店のリサイクル回収 BOX に排出願います。リサイクル対象外の二次電池や一度に大量に排出する場合、また近くに回収 BOX を設置している小売店が無い場合に本回収で回収します。 起電力の高いリチウム電池は、両電極にテープを貼って絶縁処置を行ってください。短絡発熱し、発火する恐れがあります。
	リチウム電池等	リチウムイオン電池、リチウムイオンポリマー電池、ニッカド電池、ニッケル水素電池、ボタン電池、等	
	器具（血圧計以外の密封状態）	体温計、温度計、水銀電極、等	破損したものは実験系廃棄物（S分類）の器具（非密封状態）としてください。
	器具（密封状態の血圧計）	血圧計	搬送中破損しない様にし、万が一破損しても外部へ水銀が流出しないように十分な対策をした梱包をして下さい（厚手のビニール袋に2重に包装し、排出元を明記）。
実験系 廃棄物	A 分類	水銀を含む廃液	実験系廃棄物の定期回収で排出してください。
	S 分類	器具（非密封状態）	搬送中破損しない様にし、万が一破損しても外部へ水銀が流出しないように十分な対策をした梱包をして下さい（厚手のビニール袋に2重に包装し、S分類伝票を貼付）。
	金属水銀	金属水銀	金属水銀は広口ポリ瓶などの密封容器に入れて排出して下さい。

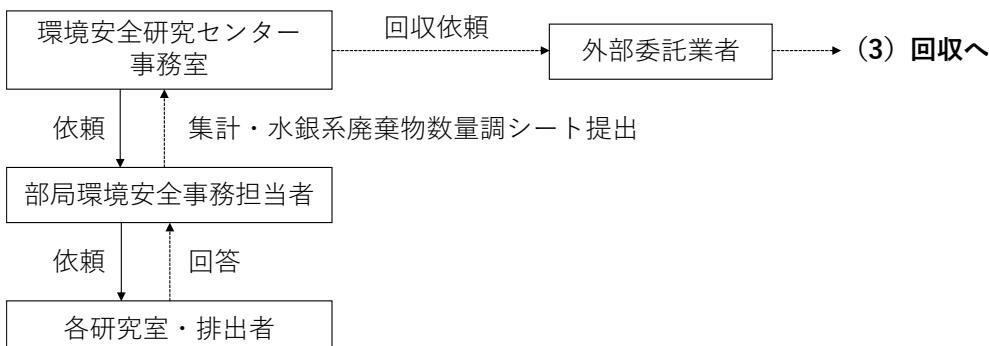
			重量物になるため、瓶底の補強をするなど、安全に輸送できる状態で排出して下さい。
金属水銀以外の 固体水銀含有物	実験等により生成した水銀アマルガム、等		単に瓶から取り出した様な水銀含有試薬は「特段の危険が懸念される物質」としてセンター受入しています。排出希望の際は、環境安全研究センターにご連絡下さい。
水銀が付着した 固体廃棄物 (布、紙、プラスチック等)	水銀が付着した布、紙、プラスチック、ガラス、アルミニウム、陶器、等		水を含むものはしっかりと水分を切った上で水銀が漏洩しないように十分な対策をした梱包をして下さい。 L 分類と同様、必ず材質別（布、紙、プラスチック、ガラス、陶器、金属、等）に分別し、分別した廃棄物 1 つに対して S 分類伝票を 1 枚作成してください。水銀およびその他有害物質の付着量を内容物の組成欄に正しく記入してください。分別不備もしくは内容不明の廃棄物については回収できません。
水銀が付着した ポリ容器	A 分類ポリ容器		残液を別の A 分類ポリ容器に移し替えて中身を空にして（残液をよく切って）ください。タンク内部の洗浄は不要です。
廃棄試薬	廃棄試薬の定義※に合致する試薬類		部局のルールの従って下さい。

※ ①購入時の容器（試薬瓶等）に残ったものであること；②試薬名ははっきりしていて、その表示ラベルがあること；
 ③液体または固体であること；④輸送可能な状態で保管されていること

2. 水銀系廃棄物（実験廃液 A 分類と廃棄試薬を除く）の回収の流れ

（1）排出数量調査（回収日の 1 か月前〆切）

環境安全研究センターより、部局環境安全管理事務担当者を通して各研究室への排出数量調査を行う。部局で取りまとめの上、環境安全研究センターに回収日の 1 か月前までに集計シートを提出する。



(2) 排出者が行う回収までの準備

生活系廃棄物

部局の指示に従う。（例：工学部の場合、水銀系廃棄物排出シール記入）

実験系廃棄物：S 分類

- ・ 水銀系廃棄物排出数量調シートの区分毎に分別梱包した廃棄物（容器、小袋、等）に対して UTCIMS にて 化学的有害廃棄物処理依頼伝票（S 分類）を作成する。
- ・ 作成した伝票を A5 サイズで 2 部印刷し、1 部は廃棄物に貼付し、もう 1 部は回収場所に携行する。

<S 分類伝票の作成方法>

UTCIMS にて L 分類と同様に作成する。

1. 廃棄物を梱包する容器（小袋等）に UTCIMS バーコードシールを貼付する。
2. 入出庫管理ユーザーとして UTCIMS にログインし、当該容器を固形廃棄物格納庫に「S 分類」として入庫する。
3. 入庫されている試薬等は、一般ユーザー機能の「移動記録」にて 2.で入庫した容器への移動記録をつける。入庫されていない水銀等（例えばマノメーター等の水銀）については、手順 4 で伝票作成時に内容物を追加する。
4. 入出庫管理ユーザーとして UTCIMS にログインし、入庫した容器を選択し、伝票作成へと進む。
 - 母材欄には区分（表 1）とモノが分かるような名称を入力する。
例：『器具：マノメーター』、『水銀が付着した固形廃棄物：キムワイプ』、『廃棄試薬の定義に合わない固形水銀含有物：水銀アマルガム』、『金属水銀の入ったガラス容器』、『A 分類ポリ容器』、等。
 - pH 欄は入力不要。講習会修了証番号を持っていない方は事前にセンターに相談する。
 - 内容物欄には、水銀を含め母材に付着／含有している全ての有害物質とその重量を入力する。物質を追加する際は「物質マスターから追加」すること。
5. 「印刷」にて伝票の PDF ファイルを発行し、A5 サイズで 2 部印刷する。うち 1 部を容器に貼り付ける。
6. もう 1 部を回収時に回収場所まで携行する。

(3) 回収

- ・ 排出者は、指定日時に、部局担当者に廃棄物を引き渡す。その際、2 部印刷した化学的有害廃棄物処理依頼伝票のうち 1 部を提出する。
- ・ 外部委託業者により、部局担当者立ち会いのもと、上記伝票とともに廃棄物を回収する。

(4) 料金請求

- ・ 外部委託業者からの請求に基づき、環境安全研究センターが部局環境安全事務担当者経由で各研究室に請求する。

本件、問い合わせ先
環境安全研究センター特殊廃棄物担当
内線 22973
E-mail : tokushu@esc.u-tokyo.ac.jp